

宮古市指定ごみ袋以外の袋でもごみを収集します

一部の店舗において宮古市指定ごみ袋の品薄・品切れ状態が続いているため、下記の期間、指定ごみ袋以外の袋でもごみを出すことができます。

【期間】 令和8年6月4日から令和8年8月31日まで

※状況により期間を延長することがあります。

○使用できるごみ袋

指定ごみ袋を入手できない場合は、次の全てを満たす袋を使用してください。

①透明または中身が確認できる半透明のビニール袋

②おおむね20リットルから45リットルのもの

※油性ペン等でごみの種類(「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「プラスチック」、「紙製容器包装」)を記入してください。

×使用できないごみ袋

×中身が確認できない色付きの袋(小売店の白いレジ袋・黒い袋等)

×市指定のごみ袋の転用(例:「プラスチック専用指定袋」に「燃やせるごみ」を入れることは不可)

×ビニール製でない袋(紙袋や布袋、土のう袋)

×袋の口をしっかりと結べない袋

×20リットル未満の袋及び45リットルを超える袋

×他自治体の指定袋



市民のみなさまへのお願い

★指定ごみ袋をお持ちの方は、これまでどおり指定ごみ袋を使用してください。

★指定ごみ袋および代替使用できるごみ袋の買いためはお控えください。

[お問い合わせ先]宮古市くらし安全課環境係 (〒027-8501宮古市宮町一丁目1-30)

電話:(代表)62-2111/(直通)64-6488

FAX:63-9110